

平成 30 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)）

「我が国の貧困の状況に関する調査分析研究（指定）」（H28-政策-指定-006）

分担研究報告書

剥奪指標を用いた貧困測定のための調査項目のあり方の検討¹

研究分担者 大津 唯 埼玉大学

研究分担者 渡辺久里子 国立社会保障・人口問題研究所

要旨

【目的】国際的には、相対的貧困率などの金銭指標を補完するものとして剥奪指標を始めとする非金銭的な指標の開発が進んでいる。しかし、我が国における剥奪指標の研究は一部の試行的な調査研究に限られている。そこで当研究班では日本において剥奪に関する必要な調査票調査が実施できるよう、調査項目の開発作業を行った。本報告は、調査項目の作成に関する方法論の検討について記録しておくことを目的とする。

【方法】剥奪に関する調査項目の作成に関する方法論について、既存の調査研究の手法を踏まえつつ、日本における調査票調査の方法論を新たに開発することとした。

【結果】別添に示す剥奪の調査項目の作成手順を新たに開発した。

【考察・結論】今回設計した剥奪の調査項目は「第 2 回生活と支え合いに関する調査」に活用された。同調査は 5 年毎に行う周期的な調査であり、剥奪指標を用いた日本の貧困測定が今後継続的に実施されることが期待される。

A 研究の目的

先進諸国における貧困の指標として最もよく用いられるのは所得の「相対的貧困率」²であるが、所得データを用いた貧困の測定は、簡便かつ信頼性が高い点で実用性の高い指標である一方で、人々の生活の実質的な水準を把握するには不完全な方法である

（阿部 2015）。

そのため、これを補完するものとして非金銭的な指標の開発が進められてきたが、その代表的な指標の 1 つに「剥奪」（Deprivation）指標がある³。剥奪とは、社会的必需項目（Socially Perceived Necessities）が強制的に欠如（enforced lack）

¹ 本研究の遂行にあたっては、阿部彩教授（首都大学東京）にご助言を頂いた。ここに記して感謝申し上げます。なお、残された誤りは全て筆者らの責に帰する。

² 社会全体の等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員数の平方根で割ることで求められる個人単位の所得データ）の中央値の 50%未満（EU の公式統計では 60%未満）の人口割合。

³ 主要な非金銭的指標には、剥奪の概念を発展させたより概念の広い「社会的排除」の指標もある。

された状態にあることをいう。剥奪指標は Townsend (1979)によって開発され、Mack and Lansley (1985)、Gordon and Pantazis (1997)などにより改良が重ねられてきた。

剥奪指標は、研究においてのみならず政策においても国際的な活用が進んでいる。その代表的な事例は EU における活用である。EU では、全加盟国共通の調査様式を用いて毎年実施されている EU-SILC (EU Statistics on Income and Living Condition) 調査において剥奪に関する測定を行い、その結果を EU の中期成長戦略である「欧州 2020 戦略」(EU2020) の主要指標として採用している (European Commission 2011) ⁴。

翻って我が国においては、格差・貧困問題への関心が高まるなかで 2009 年に厚生労働省が公的調査を用いた相対的貧困率の発表を始めるなど、金銭的指標については近年その活用が進んできたところであるが、これに対し、剥奪を始めとする非金銭的指標については一部の試行的な調査研究に限られている。剥奪指標に関していえば、阿部 (2006) や Saunders and Abe (2010)に限られている⁵。

⁴ 「欧州 2020 (Europe 2020)」は、2010 年に策定された EU の経済成長戦略で、「賢い成長 (Smart Growth)」、「持続的成長 (Sustainable Growth)」および「包摂的成長 (Inclusive Growth)」を柱とする 10 年計画である。この 3 つを実現するために、雇用、研究開発、気候変動・エネルギー、教育、貧困・社会的排除の 5 部門で重点目標を掲げ、7 つの主要施策を打ち出している。pa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php/Europe_2020_headline_indicators

⁵ 特定の集団 (高齢者、女性、子どもなど) に対象を限定した研究は、いま少しの

このような状況を踏まえ、当研究班では、日本において剥奪に関する必要な調査票調査が実施できるよう、調査項目の開発を行った。本報告は調査項目の作成に関する方法論の検討について記録しておくことを目的とするものである。

B 研究の方法

既存の調査研究の手法について文献的な検討を行った上で、日本における剥奪に関する調査項目の開発を行った。

C 結果

具体的な手順の概略は次の 4 ステップからなる。

手順 1: EU の「物質的剥奪率」の算出に用いられる 9 つの項目を調査項目の候補に採用

手順 2: 阿部 (2012) で必要度が 50%以上の項目を調査項目の候補に追加

手順 3: 調査項目の候補について、類似するものをグルーピング

手順 4: 原則として 1 つのグループから 1 つの項目のみを残す。

蓄積がある。高齢者を対象とした研究として平岡 (2001) および斉藤他 (2014)、子どものいる世帯を対象とした研究として阿部 (2008)、若年女性を対象とした研究として岩田・濱本 (2004)、ホームレス経験者を対象とした研究として山田 (2013) がある。その他、剥奪指標を用いた応用分析として、生活満足度との関係を分析した橘木・浦川 (2006)、高齢者の主観的健康観との関係を分析した Saito et al. (2014) がある。詳しくは天津 (2017) を参照されたい。

ステップごとの詳細は次のとおり。

手順 1: EU の「物質的剥奪率」の算出に用いられる 9 つの項目を調査項目の候補に採用

初めに、EU の主要な政策指標である「物質的剥奪率 (Material Deprivation rate)」⁶の算出に用いられている次の 9 項目を、調査項目の候補として採用した⁷。

- (1) 家賃等の支払い
- (2) 部屋の温度調節
- (3) 予期せぬ支出への対応
- (4) 1 日おきに、肉、魚、またはそれに相当するたんぱく質を食べること
- (5) 1 週間の休暇
- (6) 自動車
- (7) 洗濯機
- (8) カラーテレビ
- (9) 電話

なお、EU の「物質的剥奪率」は、次のように定義されている。まず、それぞれの項目について、それを満たす金銭的余裕がない、すなわち「強制的欠如」の状態にある項目が 3 つ以上ある場合、その人は「物質的剥奪」

状態にある、と定義されている。「物質的剥奪率」は、この「物質的剥奪」状態にある人口の割合である。

手順 2: 阿部 (2012) で必要度が 50% 以上の項目を調査項目の候補に追加

続いて、様々な財や活動が日本において必需品かどうかを調査した阿部 (2012) の結果を参照し、必要度が 50% 以上となっている項目を、調査項目の候補に追加した。ただし、以下 2 つの条件に該当する項目は除外した。

- (1) 手順 1 で採用した項目との重複が明らかな項目⁸
- (2) 住宅の剥奪に関する項目⁹

手順 3: 調査項目の候補について、類似するものをグルーピング

手順 3 と手順 4 は、調査項目の簡素化のために設けた手順である。手順 1 と手順 2 で候補とした調査項目は、理想的には全て調査できることが望ましい。しかし、調査票の紙幅の制約および簡素化の観点から、類似する調査項目は可能な限り除外すること

⁶ 詳細は、EU 統計局ウェブサイトを参照されたい。

[http://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php/EU_statistics_on_income_and_living_conditions_\(EU-SILC\)_methodology_-_material_deprivation_by_dimension](http://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php/EU_statistics_on_income_and_living_conditions_(EU-SILC)_methodology_-_material_deprivation_by_dimension)

⁷ EU-SILC における当該項目のコードは次の通りである。(1)は HS011、HS021、HS031 の合成、(2)~(9)はそれぞれ HH050、HS060、HS050、HS040、HS110、HS100、HS080、HS070 である。

⁸ 具体的には、「自宅の電話 (固定電話・携帯電話)」、「テレビ」、「洗濯機」、「肉・

魚・豆腐などのタンパク質 (毎日)」、「急な出費のための貯蓄 (50,000 円以上)」および「家賃や公共料金 (ガス・水道・電気など) の支払い」の 6 項目である。

⁹ 具体的には、「カーテンまたはブラインド」、「家族専用のトイレ」、「家族専用の炊事場」、「家族専用の浴室」、「複数の寝室」および「日光が入る部屋」の 6 項目である。なお、剥奪指標を構築するための調査項目からは住宅の剥奪に関する項目を除外しているが、『第 2 回生活と支え合いに関する調査』では、住宅の剥奪に関する設問も設けられている。

とした。

まず、手順1と2で作成した調査項目の候補を、KJ法によってグルーピングした。ただし、グループは必ずしも排反となっていないほか、類似する項目はないと判断して1項目だけでグルーピングしている場合もある。グルーピングの結果は図1の通りである。

手順4：原則として1つのグループから1つの項目のみを残す

原則として1つのグループから1つの項目のみを残し、他の項目は調査項目から削除した。ただし、以下の条件(1)または(2)に該当する項目は、原則によらず全て調査項目として残すこととした。

- (1) 手順1で採用した項目¹⁰
- (2) 阿部(2012)で必要度が90%以上の項目¹¹

調査項目の候補の中から、どの項目を実際の調査項目として残すかは、次のルールに

¹⁰ EUの「物質的剥奪率」との比較可能性を担保するためである。

¹¹ 具体的には、「必要な時に医者にかかれること」および「必要な時に歯医者にかかれること」の2項目である。日本の現状を把握するという指標作成の目的を損なわないために、必要度が極めて高いこれらの項目は残すこととした。とはいえ、90%で線を引くことについて、恣意性が残ることは否定できない。

¹² 例えば、「生活家電」グループには手順1で採用された項目が3つと、手順2で追加された項目が3つ含まれている。手順1で採用された項目は3つとも残るが、手順2で追加された項目は、(必要度が90%未満であるため)削除される。

¹³ 例えば、「家具」グループは手順2で追加された「家族人数分のベッドまたは布

基づいて選択することとした(図2)。

(1)「手順1で採用された項目」または「阿部(2012)で必要度が90%以上の項目」があるグループは、それ(ら)のみを残して他の項目を削除する¹²。

(2)(1)で残す項目が決まらない場合、必要度の最も高い項目のみを残し、他の項目は全て削除する^{13,14}。

D 考察 E 結論

今回設計した剥奪の調査項目は「第2回生活と支え合いに関する調査」に活用された。同調査は5年毎に行う周期的な調査であり、剥奪指標を用いた日本の貧困測定が今後継続的に実施されることが期待される。

F 健康危険情報

なし

G 研究発表

1. 論文発表

なし

団」と「カーテンまたはブラインド」の2項目が含まれている。必要度はそれぞれ78%と59%であるため、前者が残され、後者は削除される。

¹⁴ なお「第2回生活と支え合いに関する調査」に活用されるに際しては、(2)で残った必要度の最も高い項目について、「生活と支え合い調査」の既存の設問に類似する項目がある場合は、それを代用するものとし、(2)で残った項目も削除することとされた。このルールに該当するのは「衣服」グループのみである。「衣服」グループは手順2で「新しい下着」および「自宅用の普段着」の2項目が追加されるが、「生活と支え合い調査」の既存の設問に「(過去1年間の)衣服が買えない経験」を尋ねるものがあるため、それで代用できるものと判断され、2項目とも削除された。

2. 学会発表

なし

H 知的財産権の出願・登録状況

なし

参考文献

European Commission (2011) *The social dimension of the Europe 2020 strategy: A report of the social protection committee*. Directorate-General for Employment, Social Affairs and Inclusion.

Gordon, David, and Christina Pantazis (eds.) (1997) *Breadline Britain in the 1990s*, Ashgate.

Saito, Masashige, Katsunori Kondo, Naoki Kondo, Aya Abe, Toshiyuki Ojima, Kayo Suzuki and the JAGES group (2014) "Relative Deprivation, Poverty, and Subjective Health: JAGES Cross-Sectional Study", *Plos One*, 10(9): 1-9.

Mack, J. and S. Lansley (1985), *Poor Britain*, London: Allen and Unwin.

Saunders, Peter, Aya Abe (2010) "Poverty and Deprivation in Young and Old: A Comparative Study of Australia and Japan", *Poverty & Public Policy*, 2(1):67-97.

Townsend, P. (1979) *Poverty in the United Kingdom*, Allen Lane and Penguin Books.

阿部彩 (2006) 「相対的剥奪の実態と分析：日本のマイクロデータを用いた実証研究」社会政策学会編『社会政策学会誌』(16):

251-275。

阿部彩 (2008) 「日本における子育て世帯の貧困・相対的剥奪と社会政策」『社会政策学会誌』(19): 21-40。

阿部彩(2012)「2011年社会必需品調査 調査結果」『厚生労働科学研究費補助金 政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業) 貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究』pp.185-195.

岩田正美・濱本知寿香 (2004) 「デフレ不況下の「貧困の経験」」樋口美雄・太田清・家計経済研究所編『女性たちの平成不況』日本経済新聞社、第8章、pp.203-233。

後藤玲子・阿部彩・橘木俊詔・八田達夫・埋橋孝文・菊池馨実・勝又幸子 (2004) 「現代日本社会において何がく必要か?—『福祉に関する意識調査』の分析と考察—」『季刊社会保障研究』39(4): 389-402。

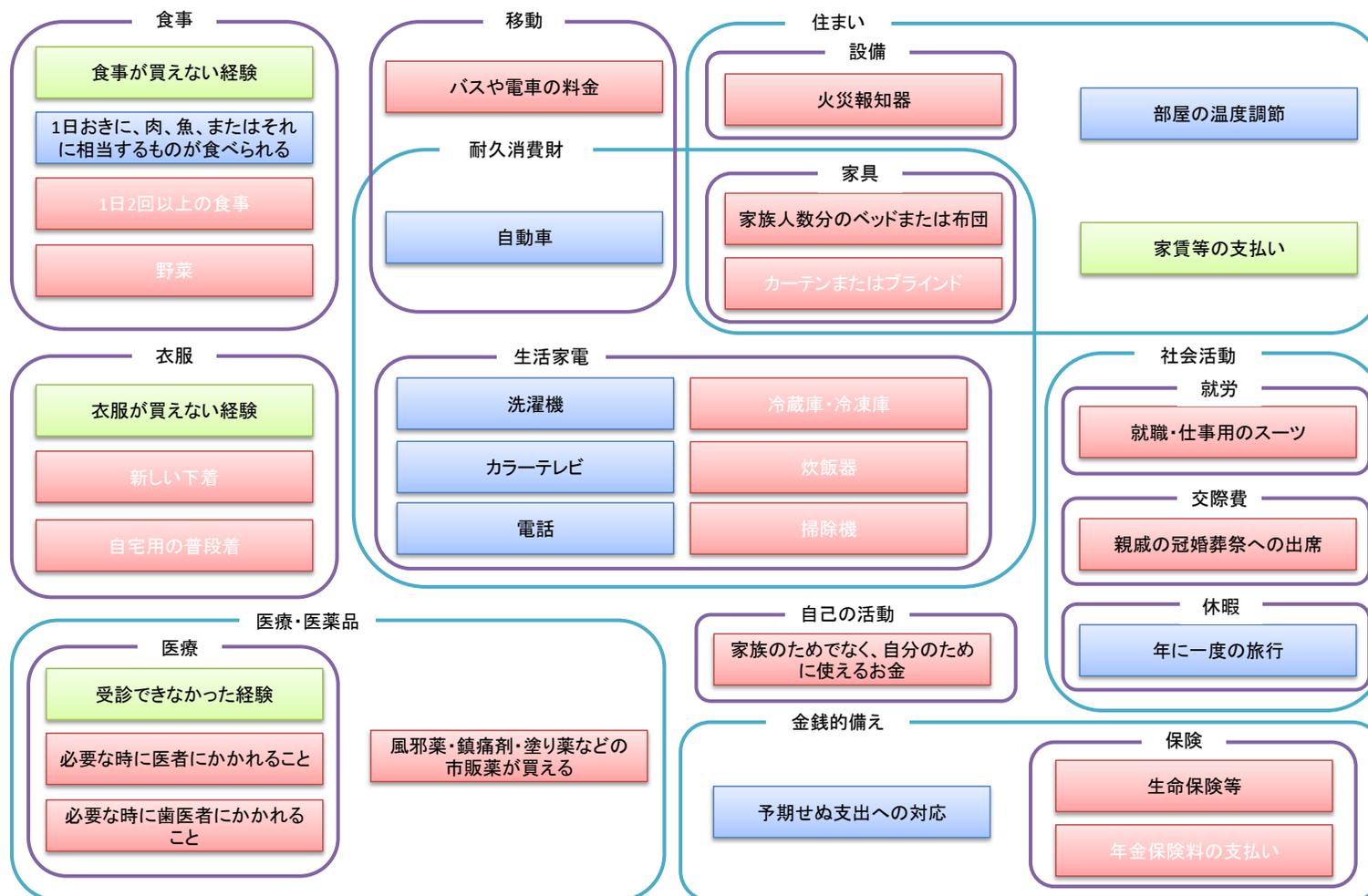
斉藤雅茂・近藤克則・近藤尚己・尾島俊之・鈴木佳代・阿部彩 (2014) 「高齢者における相対的剥奪の割合と諸特性：JAGESプロジェクト横断調査より」『季刊社会保障研究』50(3): 309-323。

橘木俊詔・浦川邦夫 (2006) 『日本の貧困研究』東京大学出版会。

平岡公一編(2001)『高齢期と社会的不平等』東京大学出版会。

山田壮志郎 (2013) 「ホームレス状態の解消と持続する排除：社会的包摂志向のホームレス対策に向けて」『日本福祉大学社会福祉論集』(128): 51-65。

図1：手順3のグルーピング作業と手順4で採用された剥奪項目



(注) 1. ラベルの色 青:EUの9項目 赤:阿部(2012)で必要度50%以上 緑:「生活と支え合い調査」既存調査項目
 2. 文字の色 黒文字:採用 白抜き文字:不採用

(*) 既存の設問(世帯票問4)

図 2：手順 4 で実際の調査項目として残す項目を決定するルール

